

随意契約理由書

件名	東部市場第2冷蔵庫棟 冷蔵冷凍設備整備	
契約の相手方	株式会社 前川製作所	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>本業務は本冷蔵冷凍設備の分解整備及び部品の取替え業務である。</p> <p>本設備は24時間・365日稼動しており、市場内の冷蔵冷凍品の商品を保管し、生鮮食品等を扱う市場にとって、商品の鮮度維持の為に重要な設備である。</p> <p>本設備が、停止すると鮮度維持の為に温度が維持できず、場内事業者が保管している冷蔵品及び冷凍品に、多大な損害を与える恐れがある。</p> <p>その為、分解・整備及び劣化した部品の計画的な交換を行い、性能維持および故障等の未然防止をはかる必要がある。</p> <p>本冷蔵冷凍設備は、平成12年に(株)前川製作所により設計施工された設備であり、地球環境に影響を与えることの少ない自然冷媒(アンモニア)を採用し、同社の独自システムで構成されている。</p> <p>したがって、上記整備の実施に当たっては、製作者しか知り得ない制作図書等の技術資料が不可欠であり、設計・施工会社である同社でしか履行できない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理係	(電話番号078-413-7074)